

1 労働組合及び労働組合員の状況

(1) 平成23年6月30日現在における単一労働組合の労働組合数は26,052組合、労働組合員数は9,960,609人で、前年に比べ、労働組合数は315組合の減(1.2%減)、労働組合員数は93,015人の減(0.9%減)となった。

女性の労働組合員数は2,958,227人で、前年に比べ5,755人の減(0.2%減)となった。(第1表、第1図)

第1表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移(単一労働組合)

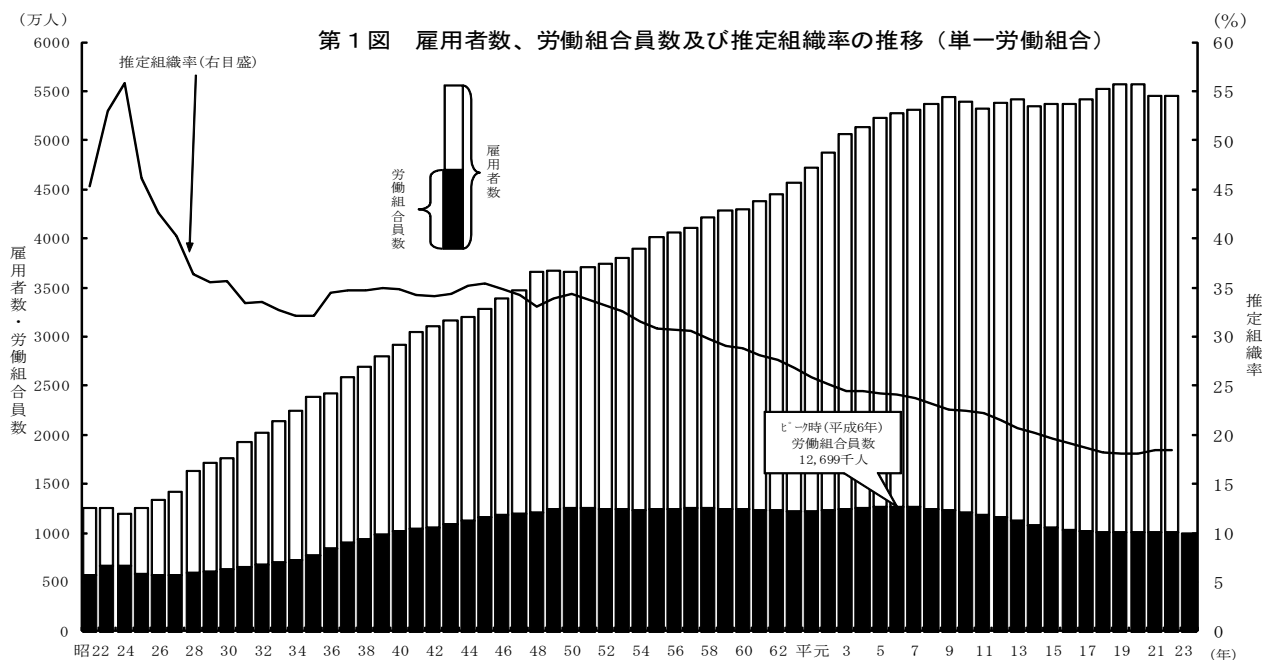
年	労働組合数			労働組合員数			雇用者数	推定組織率
	組合	対前年差	対前年比	人	対前年差	対前年比		
	組合	組合	%	人	人	%	万人	%
平成18年	27,507	-772	-2.7	10,040,580	-97,570	-1.0	5,517	18.2
				(2,818,807)	(9,948)	(0.4)	(2,299)	(12.3)
19	27,226	-281	-1.0	10,079,614	39,034	0.4	5,565	18.1
				(2,857,047)	(38,240)	(1.4)	(2,326)	(12.3)
20	26,965	-261	-1.0	10,064,823	-14,791	-0.1	5,565	18.1
				(2,857,750)	(703)	(+0.0)	(2,348)	(12.2)
21	26,696	-269	-1.0	10,077,506	12,683	0.1	5,455	18.5
				(2,933,232)	(75,482)	(2.6)	(2,317)	(12.7)
22	26,367	-329	-1.2	10,053,624	-23,882	-0.2	5,447	18.5
				(2,963,982)	(30,750)	(1.0)	(2,311)	(12.8)
23	26,052	-315	-1.2	9,960,609	-93,015	-0.9	...	...
				(2,958,227)	(-5,755)	(-0.2)	(...)	(...)

(注) 1) () 内は女性についての数値である。

2) 雇用者数は、労働力調査(総務省統計局)の各年6月分の数値である(以下同じ)。

3) 「推定組織率」は、労働組合員数を雇用者数で除して得られた数値である(以下同じ)。

4) 平成23年の雇用者数及び推定組織率については、労働力調査(平成23年6月分)が東日本大震災の影響により調査実施が困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除いて雇用者数の結果を公表しているため表章していない(以下同じ)。



(注) 1) 昭和22年は「労働組合調査」、23～57年は「労働組合基本調査」、58年以降は「労働組合基礎調査」である。

2) 「推定組織率」は、労働組合員数(昭和27年までは単位労働組合、28年以降は単一労働組合)を雇用者数(総務省統計局「労働力調査」各年6月分、ただし昭和22年については7月分)で除して得られた数値である。したがって、27年以前と28年以降は厳密な意味では接続しない。なお、労働力調査は昭和28年、42年に調査方法を改定したが、42年の変更によるギャップは28年までさかのぼって修正してある。

3) 昭和47年以前は沖縄県を含まない。

(2) 平成22年7月以降1年間における労働組合の新設及び解散の状況を単位労働組合についてみると、新設労働組合数は732組合、その労働組合員数は196,408人、解散労働組合数は1,984組合、その労働組合員数は258,411人となっている。

これら新設、解散労働組合のうち労働組合の組織変更等による形式的な新設、解散を除いた実質的な新設及び解散の状況についてみると、実質的新設労働組合数は497組合で、その労働組合員数は29,025人、実質的解散労働組合数は1,237組合で、その労働組合員数は65,078人である。

さらに、実質的新設労働組合のうち事業所の新設・拡張による労働組合数は125組合、その労働組合員数は9,227人であり、また実質的解散労働組合のうち事業所の休廃止による労働組合数は403組合、その労働組合員数は18,699人となっている。(第2表)

新設労働組合の組合員数から解散労働組合の組合員数を引いた値は-62,003人で(前年-46,625人)、これを実質的なものと形式的なものに分けてみると、前者が-36,053人(同-8,410人)、後者が-25,950人(同-38,215人)となっている(第3表)。

第2表 新設、解散別労働組合数及び労働組合員数の推移(単位労働組合)

(組合、人)

年	新 設							
	計		実 質 的 新 設				形 式 的 新 設	
			うち事業所の新設・拡張					
	労 働 組 合 数	労 働 組合員数	労 働 組 合 数	労 働 組合員数	労 働 組 合 数	労 働 組合員数	労 働 組 合 数	労 働 組合員数
平成18年	1,335	276,707	592	90,432	110	10,620	743	186,275
19	1,063	194,093	637	48,706	127	9,650	426	145,387
20	1,505	295,161	618	52,021	119	7,622	887	243,140
21	1,122	267,066	571	38,600	178	7,420	551	228,466
22	1,001	133,225	638	47,967	175	12,749	363	85,258
23	732	196,408	497	29,025	125	9,227	235	167,383
年	解 散							
	計		実 質 的 解 散				形 式 的 解 散	
			うち事業所の休廃止					
	労 働 組 合 数	労 働 組合員数	労 働 組 合 数	労 働 組合員数	労 働 組 合 数	労 働 組合員数	労 働 組 合 数	労 働 組合員数
平成18年	3,888	326,842	1,878	101,401	471	20,847	2,010	225,441
19	2,274	253,476	1,265	54,925	404	16,865	1,009	198,551
20	3,072	365,213	1,369	75,954	369	15,405	1,703	289,259
21	2,511	332,223	1,283	81,138	407	16,684	1,228	251,085
22	2,023	179,850	1,307	56,377	492	21,785	716	123,473
23	1,984	258,411	1,237	65,078	403	18,699	747	193,333

(注) 1) 新設は、実質的新設と形式的新設に区分され、実質的新設には「事業所の新設・拡張による新設」及び「その他の理由による新設(例えば、労働条件の向上のための新設等)」が含まれる。

なお、形式的新設とは組織の変更等に伴う新設をいう。

2) 解散は、実質的解散と形式的解散に区分され、実質的解散には「事業所の休廃止による解散」及び「その他の理由による解散(例えば、労働組合内の紛争による解散等)」が含まれる。

なお、形式的解散とは組織の変更等に伴う解散をいう。

第3表 新設マイナス解散の労働組合数及び労働組合員数の推移(単位労働組合)

(組合、人)

年	新 設 マ イ ナ ス 解 散							
	計		実 質 的 新 設 マ イ ナ ス				形 式 的 新 設 マ イ ナ ス	
			事 業 所 の 新 設 ・ 拡 張 マ イ ナ ス 事 業 所 の 休 廃 止					
	労 働 組 合 数	労 働 組 合 員 数	実 質 的 解 散	実 質 的 解 散	実 質 的 解 散	実 質 的 解 散	形 式 的 解 散	形 式 的 解 散
	労 働 組 合 数	労 働 組 合 員 数	労 働 組 合 数	労 働 組 合 員 数	労 働 組 合 数	労 働 組 合 員 数	労 働 組 合 数	労 働 組 合 員 数
平成18年	-2, 553	-50, 135	-1, 286	-10, 969	-361	-10, 227	-1, 267	-39, 166
19	-1, 211	-59, 383	-628	-6, 219	-277	-7, 215	-583	-53, 164
20	-1, 567	-70, 052	-751	-23, 933	-250	-7, 783	-816	-46, 119
21	-1, 389	-65, 157	-712	-42, 538	-229	-9, 264	-677	-22, 619
22	-1, 022	-46, 625	-669	-8, 410	-317	-9, 036	-353	-38, 215
23	-1, 252	-62, 003	-740	-36, 053	-278	-9, 472	-512	-25, 950

(注) 「新設マイナス解散」とは、新設労働組合数から解散労働組合数を差し引いたものである(労働組合員数についても同じ)。

2 産業別の状況

労働組合員数(単位労働組合)を産業別にみると、「製造業」が最も多く2,715,431人(全体の27.4%)と約3割を占め、次いで、「卸売業、小売業」が1,189,105人(同12.0%)、「公務(他に分類されるものを除く)」が952,867人(同9.6%)などとなっている。

対前年差をみると、増加幅が大きかった産業は、「卸売業、小売業」13,265人増(対前年比1.1%増)、「医療、福祉」7,990人増(同1.7%増)などであり、減少幅が大きかった産業は、「建設業」44,758人減(同5.0%減)、「製造業」23,281人減(同0.9%減)などとなっている。(第4表)

第4表 産業別労働組合員数(単位労働組合)

産 業	労働組合員数			
		対前年差	対前年比	構成比
	人	人	%	%
合 計	9,897,349 (2,955,802)	-91,105 (-6,341)	-0.9 (-0.2)	100.0
農 業 , 林 業 、 漁 業	13,583 (1,321)	-539 (-14)	-3.8 (-1.0)	0.1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	5,211 (629)	-216 (-21)	-4.0 (-3.2)	0.1
建 設 業	847,833 (57,572)	-44,758 (-2,895)	-5.0 (-4.8)	8.6
製 造 業	2,715,431 (434,743)	-23,281 (-1,760)	-0.9 (-0.4)	27.4
電 気 ・ カ ー ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	190,814 (25,640)	1,106 (358)	0.6 (1.4)	1.9
情 報 通 信 業	388,881 (73,605)	-8,080 (1,135)	-2.0 (1.6)	3.9
運 輸 業 , 郵 便 業	884,561 (79,559)	-5,553 (-96)	-0.6 (-0.1)	8.9
卸 売 業 , 小 売 業	1,189,105 (582,690)	13,265 (10,545)	1.1 (1.8)	12.0
金 融 業 , 保 険 業	741,663 (367,040)	-742 (-569)	-0.1 (-0.2)	7.5
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	28,541 (7,571)	702 (538)	2.5 (7.6)	0.3
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	149,399 (27,120)	2,328 (277)	1.6 (1.0)	1.5
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	128,213 (62,703)	4,644 (2,193)	3.8 (3.6)	1.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	113,830 (52,666)	-2,569 (-6,903)	-2.2 (-11.6)	1.2
教 育 , 学 習 支 援 業	556,352 (298,068)	-14,943 (-9,352)	-2.6 (-3.0)	5.6
医 療 , 福 祉	476,421 (367,417)	7,990 (4,853)	1.7 (1.3)	4.8
複 合 サ ー ビ ス 事 業	269,547 (70,008)	3,867 (2,535)	1.5 (3.8)	2.7
サービス業(他に分類されないもの)	183,209 (37,961)	-1,446 (808)	-0.8 (2.2)	1.9
公務(他に分類されるものを除く)	952,867 (390,408)	-21,001 (-6,149)	-2.2 (-1.6)	9.6
分 類 不 能 の 産 業	61,888 (19,081)	-1,879 (-1,824)	-2.9 (-8.7)	0.6

- (注) 1) 「分類不能の産業」の労働組合員数には、複数産業の労働者で組織されている労働組合及び産業分類が不明の労働組合の労働組合員数が含まれる。
2) () 内は、女性についての数値である。

3 規模別の状況

(1) 企業規模別（民営企業）の状況

民営企業の労働組合数及び労働組合員数（単位労働組合）をみると、47,326組合、8,314,233人で、前年に比べて組合数は667組合の減（1.4%減）、組合員数は52,336人の減（0.6%減）となっている。

労働組合員数を企業規模別にみると、1,000人以上規模が5,181,128人（全体の62.3%）と約6割を占め、次いで300～999人規模が1,219,966人（同14.7%）、100～299人規模が662,365人（同8.0%）、30～99人規模が220,220人（同2.6%）、29人以下規模が33,063人（同0.4%）となっており、前年に比べると、1,000人以上規模で労働組合員数が増加した。（第5表、第6表）

(2) 労働組合員数規模別の状況

労働組合員数規模別の労働組合員数（単一労働組合）をみると、1,000人以上規模が6,818,756人（全体の68.5%）と全体の約7割を占め、次いで300～999人規模が1,635,694人（同16.4%）、100～299人規模が950,472人（同9.5%）、30～99人規模が447,301人（同4.5%）、29人以下規模が108,386人（同1.1%）となっている（第7表）。

第5表 企業規模別（民営企業）の労働組合数及び労働組合員数（単位労働組合）

企業規模	労働組合数			労働組合員数			
		対前年差	対前年比		対前年差	対前年比	構成比
	組合	組合	%	人	人	%	%
計	47,326	-667	-1.4	8,314,233	-52,336	-0.6	100.0
1,000人以上	16,443	-207	-1.2	5,181,128	17,599	0.3	62.3
300～999人	7,661	-101	-1.3	1,219,966	-15,392	-1.2	14.7
100～299人	8,559	-116	-1.3	662,365	-13,496	-2.0	8.0
30～99人	7,864	-122	-1.5	220,220	-5,739	-2.5	2.6
29人以下	3,688	-99	-2.6	33,063	-1,447	-4.2	0.4
その他	3,111	-22	-0.7	997,491	-33,861	-3.3	12.0

（注）「その他」には、複数の企業の労働者で組織されている労働組合及び規模不明の労働組合の労働組合員数が含まれる。

第6表 企業規模別（民営企業）の労働組合員数の推移（単位労働組合）

年	企業規模計				1,000人以上			100～999人			99人以下		
	労働組合員数	雇用者数	推定組織率		労働組合員数	雇用者数	推定組織率	労働組合員数	雇用者数	推定組織率	労働組合員数	雇用者数	推定組織率
	人	万人	%		人	万人	%	人	万人	%	人	万人	%
平成18年	7,886,905	4,921	16.0		4,535,686	971	46.7	1,954,031	1,319	14.8	290,495	2,584	1.1
19	7,996,697	4,951	16.2		4,614,939	972	47.5	1,937,913	1,358	14.3	282,764	2,573	1.1
20	8,256,719	5,015	16.5		4,877,148	1,077	45.3	1,932,885	1,390	13.9	272,696	2,511	1.1
21	8,328,129	4,918	16.9		5,081,093	1,099	46.2	1,917,044	1,351	14.2	268,778	2,429	1.1
22	8,366,569	4,917	17.0		5,163,529	1,108	46.6	1,911,219	1,346	14.2	260,469	2,425	1.1
23	8,314,233	...	...		5,181,128	...	...	1,882,331	...	...	253,283	...	...

（注）1）雇用者数は、労働力調査の民営企業（農林業を除く。）の数値であり、「計」には「規模不明」が含まれる。

2）日本郵政公社が平成19年10月1日に民営化されたことに伴い、1,000人以上規模の時系列比較には注意を要する。

3）第5表（注）に記した企業規模の「その他」を省略しているため、各規模の足し上げは企業規模計とは一致しない。

第7表 労働組合員数規模別労働組合数及び労働組合員数（単一労働組合）

労働組合員数規模	労働組合数		労働組合員数			
	平成23年	平成22年	平成23年		構成比	平成22年
			対前年比	%		
	組合	組合	人	%	%	人
合計	26,052	26,367	9,960,609	-0.9	100.0	10,053,624
1,000人以上	1,631	1,642	6,818,756	-0.8	68.5	6,870,378
300～999人	3,100	3,152	1,635,694	-1.3	16.4	1,657,205
100～299人	5,512	5,606	950,472	-1.3	9.5	962,897
30～99人	7,824	7,944	447,301	-1.5	4.5	454,105
29人以下	7,985	8,023	108,386	-0.6	1.1	109,039

4 適用法規別の状況

適用法規別の労働組合員数（単位労働組合）をみると、「労働組合法」適用労働組合員数が8,340,387人（全体の84.3%）と8割以上となっており、次いで、「地方公務員法」が1,264,034人（同12.8%）、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」が142,951人（同1.4%）、「国家公務員法」が118,297人（同1.2%）、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」が31,680人（同0.3%）となっている（第8表）。

第8表 適用法規別労働組合員数（単位労働組合）

適用法規	労働組合員数			構成比		
	平成23年	対前年差	対前年比	平成22年	平成23年	平成22年
	人	人	%	人	%	%
合 計	9,897,349	-91,105	-0.9	9,988,454	100.0	100.0
労働組合法	8,340,387	-50,145	-0.6	8,390,532	84.3	84.0
特労法・地公労法	174,631	-4,401	-2.5	179,032	1.8	1.8
特定独立行政法人等の労働関係に関する法律	31,680	-1,200	-3.6	32,880	0.3	0.3
地方公営企業等の労働関係に関する法律	142,951	-3,201	-2.2	146,152	1.4	1.5
国公法・地公法	1,382,331	-36,559	-2.6	1,418,890	14.0	14.2
国家公務員法	118,297	-4,888	-4.0	123,185	1.2	1.2
地方公務員法	1,264,034	-31,671	-2.4	1,295,705	12.8	13.0

（注） 1） 「特労法」は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律、「地公労法」は地方公営企業等の労働関係に関する法律の略称である。

2） 「国公法」は国家公務員法、「地公法」は地方公務員法の略称である。

5 パートタイム労働者の状況

労働組合員数（単位労働組合）のうちパートタイム労働者についてみると、775,837人と、前年に比べて49,724人（対前年比6.8%）増加し、全労働組合員数に占める割合は7.8%となっている（第9表）。

第9表 パートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率の推移（単位労働組合）

年	パートタイム労働者の労働組合員数			全労働組合員数に占める割合	短時間雇用者数	推定組織率
	対前年差	対前年比				
	人	人	%	%	万人	%
平成18年	515,083	126,048	32.4	5.2	1,187	4.3
19	588,031	72,948	14.2	5.9	1,218	4.8
20	615,851	27,820	4.7	6.2	1,232	5.0
21	700,067	84,216	13.7	7.0	1,317	5.3
22	726,113	26,046	3.7	7.3	1,291	5.6
23	775,837	49,724	6.8	7.8	...	...

（注） 1） 「パートタイム労働者」とは、短時間勤務の正規労働者以外で、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者及び事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。

2） 「短時間雇用者数」は、労働力調査の雇用者数のうち就業時間が週35時間未満の雇用者の数値である。

3） 「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値である。

6 主要団体への加盟状況

（1）主要団体別に、産業別組織を通じて加盟している労働組合員数（単一労働組合）をみると、「連合（日本労働組合総連合会）」が6,699,207人（前年に比べて33,041人減）、「全労連（全国労働組合総連合）」が619,529人（同15,877人減）、「全労協（全国労働組合連絡協議会）」が112,781人（同5,042人減）、「金属労協（全日本金属産業労働組合協議会）」が2,053,920人（同19,913人減）、「化学エネルギー鉱山労協（日本化学エネルギー鉱山労働組合協議会）」が488,778人（同257人増）、「交運労協（全日本交通運輸産業労働組合協議会）」が638,043

人（同 4,019 人減）、「公務労協（公務公共サービス労働組合協議会）」が 1,277,020 人（同 10,754 人減）となっている。

また、都道府県単位の地方組織のみに加盟している、いわゆる地方直加盟の労働組合員数を合わせて集計した労働組合員数は、「連合」が 6,839,238 人（前年に比べて 36,343 人減）、「全労連」が 860,456 人（同 8,081 人減）、「全労協」が 128,286 人（同 5,000 人減）となっている。（第 10 表）

（2）都道府県単位の地方組織のみに加盟している、いわゆる地方直加盟の労働組合員数も合わせて集計した労働組合員数（単位労働組合）について、産業別に主要団体の割合をみると、「連合」では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（95.9%）、「卸売業，小売業」（80.9%）の順で高くなっている。「全労連」では、「医療，福祉」（37.0%）、「建設業」（28.1%）の順で高く、「全労協」では、「教育，学習支援業」（4.7%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（4.3%）の順で高くなっている。

主要団体別に産業別の割合をみると、「連合」では、「製造業」（32.2%）、「卸売業，小売業」（14.1%）、「公務（他に分類されるものを除く）」（10.6%）の順で多くなっている。「全労連」では、「建設業」（26.2%）、「公務（他に分類されるものを除く）」（20.9%）、「医療，福祉」（19.4%）の順で多く、「全労協」では「公務（他に分類されるものを除く）」（23.6%）、「教育，学習支援業」（19.2%）、「運輸業，郵便業」（16.1%）の順で多くなっている。（第 11 表）

主要団体別に適用法規別の労働組合員数（単位労働組合）の割合をみると、「連合」は「労働組合法」が 83.2%、「全労連」は「労働組合法」が 65.1%、「全労協」は「労働組合法」が 46.8%となっている（第 12 表）。

第 10 表 主要団体別労働組合員数

主要団体	単一労働組合					単位労働組合				
	平成23年	対前年差	対前年比	全労働組合員数に占める割合	平成22年	平成23年	対前年差	対前年比	全労働組合員数に占める割合	平成22年
	人	人	%	%	人	人	人	%	%	人
合 計	9,960,609	-93,015	-0.9	100.0	10,053,624	9,897,349	-91,105	-0.9	100.0	9,988,454
連 合	6,699,207	-33,041	-0.5	67.3	6,732,248	6,665,742	-34,541	-0.5	67.3	6,700,283
	[6,839,238]	[-36,343]	[-0.5]	[68.7]	[6,875,581]	[6,803,517]	[-35,662]	[-0.5]	[68.7]	[6,839,179]
全 労 連	619,529	-15,877	-2.5	6.2	635,406	625,765	-15,866	-2.5	6.3	641,631
	[860,456]	[-8,081]	[-0.9]	[8.6]	[868,537]	[909,770]	[-38,515]	[-4.1]	[9.2]	[948,285]
全 労 協	112,781	-5,042	-4.3	1.1	117,823	119,942	-5,472	-4.4	1.2	125,414
	[128,286]	[-5,000]	[-3.8]	[1.3]	[133,286]	[135,381]	[-5,293]	[-3.8]	[1.4]	[140,674]
金 属 労 協	2,053,920	-19,913	-1.0	20.6	2,073,833	2,043,434	-19,154	-0.9	20.6	2,062,588
化学エネルギー 鉱 山 労 協	488,778	257	0.1	4.9	488,521	480,136	-1,814	-0.4	4.9	481,950
交 運 労 協	638,043	-4,019	-0.6	6.4	642,062	628,090	-3,238	-0.5	6.3	631,328
公 務 労 協	1,277,020	-10,754	-0.8	12.8	1,287,774	1,283,248	-13,783	-1.1	13.0	1,297,031
そ の 他	1,783,122	-54,342	-3.0	17.9	1,837,464	1,779,512	-49,765	-2.7	18.0	1,829,277
無 加 盟	855,003	7,393	0.9	8.6	847,610	855,003	7,393	0.9	8.6	847,610

（注）1）複数の主要団体に加盟している労働組合員は、それぞれ主要団体に重複して集計している。

2）「連合」、「全労連」及び「全労協」の労働組合員数について、上段は産業別組織を通じて加盟している労働組合員数を集計した数値であり、下段〔 〕は、産業別組織を通じて加盟している労働組合員数と、各主要団体の都道府県単位の地方組織のみに加盟している、いわゆる地方直加盟の労働組合員数を合わせて集計した数値である。

3）「その他」とは、「連合」、「全労連」及び「全労協」に加盟していない産業別組織等を示し、「無加盟」とは、全く上部組合に加盟していない労働組合を示す。

第 1 1 表 労働組合員数の産業、主要団体別構成比（単位労働組合）

(%)

産業	産業別労働組合員数に対する					主要団体別労働組合員数に対する				
	主要団体別労働組合員数構成比					産業別労働組合員数構成比				
	合 計	連 合	全 労 連	全 労 協	そ の 他	連 合	全 労 連	全 労 協	そ の 他	
合 計	100.0	68.7	9.2	1.4	25.8	100.0	100.0	100.0	100.0	
農 業 , 林 業 、 漁 業	100.0	67.7	4.6	3.4	26.7	0.1	0.1	0.3	0.1	
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	60.6	6.7	-	32.7	0.0	0.0	-	0.1	
建 設 業	100.0	21.9	28.1	2.0	86.0	2.7	26.2	12.7	28.6	
製 造 業	100.0	80.6	0.6	0.1	20.2	32.2	1.9	2.3	21.5	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.9	2.9	2.5	1.1	2.7	0.6	3.5	0.1	
情 報 通 信 業	100.0	78.9	1.3	0.2	20.3	4.5	0.5	0.7	3.1	
運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	75.0	4.1	2.5	20.1	9.7	4.0	16.1	7.0	
卸 売 業 , 小 売 業	100.0	80.9	5.3	0.3	13.9	14.1	6.9	2.7	6.5	
金 融 業 , 保 険 業	100.0	50.0	1.0	0.0	49.2	5.5	0.9	0.1	14.3	
不動産業, 物品賃貸業	100.0	44.7	2.2	0.6	52.5	0.2	0.1	0.1	0.6	
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	70.8	6.0	0.2	25.4	1.6	1.0	0.2	1.5	
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	72.9	0.6	0.1	26.4	1.4	0.1	0.1	1.3	
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	80.2	5.4	0.1	14.4	1.3	0.7	0.1	0.6	
教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	61.6	19.8	4.7	20.8	5.0	12.1	19.2	4.5	
医 療 , 福 祉	100.0	46.7	37.0	1.9	16.9	3.3	19.4	6.8	3.2	
複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	69.7	6.1	0.3	28.1	2.8	1.8	0.5	3.0	
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	70.4	3.9	4.3	26.1	1.9	0.8	5.8	1.9	
公務（他に分類されるものを除く）	100.0	75.6	19.9	3.3	4.7	10.6	20.9	23.6	1.7	
分 類 不 能 の 産 業	100.0	40.9	30.2	11.2	19.1	0.4	2.1	5.1	0.5	

- (注) 1) 産業別組織を通じて加盟している労働組合員数と、各主要団体の都道府県単位の地方組織のみ加盟している、いわゆる地方直加盟の労働組合員数を合わせて集計した数値である。
- 2) 複数の主要団体に加盟している労働組合員数は、それぞれの主要団体に重複して集計しているため、主要団体別の足し上げは、合計とは必ずしも一致しない。
- 3) 「その他」とは、「連合」、「全労連」及び「全労協」に加盟していない産業別組織等及び無加盟の組合員数の合計である。
- 4) 「分類不能の産業」には、複数産業の労働者で組織されている労働組合等の労働組合員数が含まれる。

第 1 2 表 労働組合員数の適用法規、主要団体別構成比（単位労働組合）

(%)

適 用 法 規	合 計	連 合	全 労 連	全 労 協	その他
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
労 働 組 合 法	84.3	83.2	65.1	46.8	96.0
特 定 独 立 行 政 法 人 等 の 労 働 関 係 に 関 す る 法 律	0.3	0.2	2.3	0.2	0.0
地 方 公 営 企 業 等 の 労 働 関 係 に 関 す る 法 律	1.4	1.8	1.8	12.1	0.2
国 家 公 務 員 法	1.2	0.9	5.9	0.6	0.3
地 方 公 務 員 法	12.8	14.0	24.9	40.2	3.4

- (注) 1) 産業別組織を通じて加盟している労働組合員数と、各主要団体の都道府県単位の地方組織のみ加盟している、いわゆる地方直加盟の労働組合員数を合わせて集計した数値である。
- 2) 「その他」とは、「連合」、「全労連」及び「全労協」に加盟していない産業別組織等及び無加盟の組合員数の合計である。

[参考]

推定組織率を算出する際に労働力調査の雇用者数を使用しているが、労働力調査（平成 23 年 6 月分）は、東日本大震災による影響により、調査実施が困難となった岩手県、宮城県及び福島県を除いて全国の結果を公表しているため、これら 3 県を除いた労働組合員数を元に、推定組織率を算出し、参考として掲載する。

第 1 表 労働組合数、労働組合員数及び推定組織率（単一労働組合）

（岩手県、宮城県及び福島県を除く）

年	労働 組合数	労働 組合員数	雇用者数	推定 組織率
	組合	人	万人	%
平成 23 年	24,763	9,708,867 (2,873,082)	5,269 (2,244)	18.4 (12.8)

- 注： 1) （ ）内は女性についての数値である。
2) 雇用者数は、労働力調査（総務省統計局）の 6 月分の数値である（以下同じ）。

第 2 表 産業別労働組合員数及び推定組織率（単位労働組合）

（岩手県、宮城県及び福島県を除く）

産 業	労働組合員数			雇用者数	推定 組織率
		構成比			
	人	人	%	万人	%
総 計	9,546,692	(2,841,654)	100.0	5,269	...
農 業 ， 林 業 、 漁 業	12,989	(1,247)	0.1	58	2.2
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業	4,756	(611)	0.0	3	15.9
建 設 業	820,295	(56,384)	8.6	386	21.3
製 造 業	2,640,081	(420,546)	27.7	956	27.6
電 気 ・ カ ー ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	180,144	(24,779)	1.9	32	56.3
情 報 通 信 業	379,359	(71,869)	4.0	177	21.4
運 輸 業 ， 郵 便 業	854,112	(77,777)	8.9	321	26.6
卸 売 業 ， 小 売 業	1,137,574	(555,792)	11.9	904	12.6
金 融 業 ， 保 険 業	715,527	(351,572)	7.5	146	49.0
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	28,527	(7,563)	0.3	95	3.0
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	145,613	(26,384)	1.5	152	9.6
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	127,520	(62,471)	1.3	301	4.2
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	111,424	(51,969)	1.2	175	6.4
教 育 ， 学 習 支 援 業	535,483	(287,703)	5.6	250	21.4
医 療 ， 福 祉	454,347	(350,478)	4.8	622	7.3
複 合 サ ー ビ ス 事 業	253,326	(65,765)	2.7	41	61.8
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	179,648	(37,189)	1.9	394	4.6
公 務 (他 に 分 類 さ れ る も の を 除 く)	905,770	(372,666)	9.5	216	41.9
分 類 不 能 の 産 業	60,197	(18,889)	0.6	62	...

- 注： 1) 「分類不能の産業」の労働組合員数には、複数産業の労働者で組織されている労働組合及び産業分類が不明の労働組合の労働組合員数が含まれる。
2) （ ）内は女性についての数値である。

第3表 企業規模別（民営企業）労働組合員数及び推定組織率（単位労働組合）

（岩手県、宮城県及び福島県を除く）

企 業 規 模	労働組合員数		雇用者数	推定 組織率
		構成比		
	人	%	万人	%
計	8,036,280	100.0	4,756	16.9
1,000人以上	5,035,904	62.7	1,043	48.3
300～999人	1,159,424	14.4	1,324	13.5
100～299人	624,603	7.8		
30～99人	208,056	2.6	2,340	1.0
29人以下	30,709	0.4		
その他	977,584	12.2	...	...

- 注： 1) 「その他」には、複数企業の労働者で組織されている労働組合及び規模不明の労働組合の労働組合員数が含まれる。
- 2) 雇用者数は、労働力調査の民営企業（農林業を除く。）の数値であり、「計」には、「規模不明」が含まれる。

第4表 パートタイム労働者の労働組合員数及び推定組織率（単位労働組合）

（岩手県、宮城県及び福島県を除く）

年	パートタイム 労働者の 労働組合員数	全労働組合員 数に占める 割合	短時間雇用者数	推定組織率
	人	%	万人	%
平成 23 年	753,813	7.9	1,297	5.8

- 注： 1) 「パートタイム労働者」とは、短時間勤務の正規労働者以外で、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者及び事業所において、パートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。
- 2) 「短時間雇用者数」は、労働力調査の雇用者数のうち就業時間が週35時間未満の雇用者の数値である。
- 3) 「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値である。